

八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

平成28年3月24日決裁

平成31年3月20日決裁

令和3年11月16日決裁

令和5年 3月31日決裁

令和8年 7月15日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する際にヘルメットの着用を促進し、自転車に関係する交通事故の防止を図るため、予算の範囲内において八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関し、八潮市補助金等交付規則（平成元年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用し、頭部を保護する目的で製造され、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク並びに欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークまたはそれらに相当する安全基準に適合したことを証するマークが記された新品の自転車用ヘルメットをいう。ただし、中学校で指定している通学用ヘルメットは除く。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、市内在住の次の各号に掲げる者とする。

- (1) 自ら使用する目的でヘルメットを購入した者
- (2) 市内在住で2親等以内の親族が使用する目的でヘルメットを購入した者

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、ヘルメット1個の購入価格に2分の1を乗じて得た額（当該額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。）とし、2,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、ヘルメットを着用する者1人につき、ヘルメット1個かつ1回とする。ただし、前回交付を受けた日の属する年度から起算して3年度を経過したときは、再度交付を受けることができる。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ヘルメットを購入した日から1年以内に八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 購入した自転車用ヘルメットの購入日、購入店名、購入品名及び購入金額が確認できる領収書等の写し
- (2) 申請者および着用者の本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し。ただし、申請者と着用者が同一人であるときは、着用者に係るものの提出を省略することができる。
- (3) 振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 次に掲げるいずれかの書類

ア 保証書、取扱説明書その他の安全基準を確認することができる書類の写し

イ 自転車用ヘルメットに、一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク並びに欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマークまたはこれに相当すると市長が認める安全基準を満たしていることを証するマークが記されたことが確認できる写真

- 2 前項第4号イに規定する写真を提出することができないときは、自転車用ヘルメット本体の提示をもってこれに代えることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者は、電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により申請することができる。

(補助金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（様式第2号）又は八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、同日以後に購入したヘルメットについて適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）
八潮市長

住所
申請者 氏名
電話

次のとおり、八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、及び請求します。

1. 補助金の交付申請（請求）額 金 円

2. ヘルメット着用者 住 所

ふりがな
氏 名

生年月日 年 月 日生

3. 関係書類

- （1）購入したヘルメットの領収書またはレシートの写し ※1
 - （2）申請者および着用者の本人確認書類の写し ※2
 - （3）振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し
 - （4）自転車用ヘルメットに関する安全性を示すマークが確認できる書類の写し ※3
- ※1 購入したヘルメットの購入日、購入店名、購入品名及び購入金額等が確認できるもの
※2 申請者と着用者が同じ場合は、申請者分のみ
※3 保証書、取扱説明書、ヘルメットの写真等（本体の提示でも可）

4. 振込み先

金融機関名	
支（本）店名	
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
名義人名	

様式第 2 号（第 6 条関係）

八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

年 月 日付けで申請のあった八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

補助金の交付決定額 金 円

様式第3号（第6条関係）

八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

八潮市長 印

年 月 日付けで申請のあった八潮市自転車用ヘルメット購入費補助金について、次の理由により不交付と決定したので通知します。

【補助金の不交付の理由】